

私立幼稚園等就園奨励費補助金
別表(1)

区 分	補 助 額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 153,500円	年額 224,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 294,000円	年額 294,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 116,300円	年額 206,000円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 88,400円	年額 192,000円
⑤	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 62,200円	年額 179,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

別表(2)

区 分	補 助 額	
	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 168,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 294,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 135,000円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 110,000円
⑤	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 87,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

平成21年7月 し尿収集作業日程表

月 日	曜日	区 域	月 日	曜日	区 域
7月1日	水	青木町六～九丁目	17日	金	田戸町三・四丁目
2日	木	青木町二～五丁目	18日	土	
3日	金		19日	日	
4日	土		20日	月	田戸町五～七丁目
5日	日		21日	火	本郷町
6日	月	春日町一～七丁目	22日	水	呉竹町二～六丁目
7日	火	湯山町、神明町、沢渡町	23日	木	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
8日	水		24日	金	屋敷町四～七丁目
9日	木	稗田町一～五丁目	25日	土	
10日	金		26日	日	
11日	土		27日	月	向山町一～六丁目
12日	日		28日	火	向山町六丁目、小池町
13日	月	稗田町五・六、二池町一～三丁目	29日	水	小池町、新田町、八幡町
14日	火	二池町四～六丁目	30日	木	論地町、清水町
15日	水	碧海町二～五丁目	31日	金	
16日	木	芳川町、田戸町二・三丁目			

教育

私立幼稚園など
授業料の補助

私立幼稚園や認定こども園の

幼稚園機能に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料を補助します。
※両方に該当する園児を有する場合は、補助額の多い方となります。両方の組み合わせはできませんので、ご注意ください。
申請方法 「授業料等減免措置に関する調書」(幼稚園など

より配布)に必要事項を記入し、幼稚園などへ提出してください。用紙がない場合は、子育て施設グループへ連絡してください。
※この事業は、私立幼稚園などの設置者を通して補助します。
問合せ先 園子育て施設グループ
☎52-11111(内線364)

し尿

7月のし尿収集

7月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。
申込先(収集業者) 高浜衛生㈱
☎53-0516
問合せ先 園市民生活グループ
☎52-11111(内線264)